

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳関係事務
②事務の概要	<p>・愛西市は、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために、愛西市に居住する住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。そのため住民基本台帳を整備している。</p> <p>・住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、愛西市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、愛西市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>・愛西市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪他団体からの要求に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して住民票関係情報を提供</p> <p>・なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファ</p>
③システムの名称	既存住民基本台帳システム(住民記録システム)・住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)・MICJET住基GWサーバ・中間サーバ・申請管理システム・証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル・本人確認情報ファイル・送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民協働部 市民課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7112
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>特定個人情報に関する記載のある文書や記録媒体については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認するなどの措置を講じている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。受講状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通知を送付するなど、すべての職員が受講するための措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第4号ロ、第9号ハ、第10号ハ及び第16号ハ 第3条第4号ロ、第8号ハ及び第9号ハ 第4条第2号ハ 第6条第2号、第6号ロ及び第7号ロ 第7条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ 第8条第1号二、第2号二及び第4号、第10条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ 第12条第1号ロ、第2号ロ 第3号ハ及び第6号ハ 第13条第1号ロ及び第2号ロ 第14条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ 第16条 第20条第8号ロ 第22条第1号二 第22条の2第1号及び第2号ホ 第24条第3号 第25条第8号ロ、第9号及び第10号 第26条第1号ロ及び第3号ロ 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ 第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第2号二、第5号ホ 第32条第1号ロ及び第2号ロ 第33条第4号 第37条第1号ロ及び第2号 第38条第1号ロ 第39条第4号 第40条第1号ロ、第41条第1号及び第2号 第43条第1号ロ及び第5号ハ 第43条の3第2号 第43条の4第1号二 第44条の2第2号 第45条 第47条第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第8号ハ、第9号ハ及び第10号ハ、第11</p>	事後	番号法の改正に伴う修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民協働部 市民課	事後	組織変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民生活部 市民課 愛知県愛西市諏訪町池埋500番地1 0567-25-1111	市民協働部 市民課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	事後	組織変更のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第4号口、第9号ハ、第10号ハ及び第16号ハ 第3条第4号口、第8号ハ及び第9号ハ 第4条第2号ハ 第6条第2号、第6号口及び第7号口 第7条第1号口、第2号口及び第3号ハ 第8条第1号二、第2号二及び第4号、第10条第1号口、第2号口及び第3号ハ 第12条第1号口、第2号口 第3号ハ及び第6号ハ 第13条第1号口及び第2号口 第14条第1号口、第2号口及び第3号ハ 第16条 第20条第8号口 第22条第1号二 第22条の2第1号及び第2号ホ 第24条第3号 第25条第8号口、第9号及び第10号 第26条第1号口及び第3号口 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ 第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第2号二、第5号ホ 第32条第1号口及び第2号口 第33条第4号 第37条第1号口及び第2号 第38条第1号口 第39条第4号 第40条第1号口、第41条第1号及び第2号 第43条第1号口及び第5号ハ 第43条の3第2号 第43条の4第1号二 第44条の2第2号 第45条 第47条第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第8号ハ、第9号のハ及び第10号ハ、第11</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号口、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号口、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号口、第8号口及び第16号 第7条第1号口、第2号ハ、第3号ハ、4号口及び5号口 第8条第1号二、第2号二及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号口及び第5号口、 第12条第1号口、第2号イ 第3号口、第4号ハ、第6号イ及び第8号ハ 第13条第1号口及び第2号口 第14条第1号口、第2号口及び第3号ハ 第16条 第20条第8号口 第22条第1号二 第22条の3第3号、第5号口、第6号口、第7号口及び第8号 第22条の4第1号、第2号ホ、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号、第2号ホ、第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号口、第8号ハ第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号口、第9号及び第10号 第26条の3第1号口及び第3号口 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ 第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第2号二、第5号ホ 第31条の2第5号口、第9号ハ、第10号ハ及び第11号 第31条の3第</p>	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 宇佐見 征弘	市民課長 加藤 敏樹	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-55-7120	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 10. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民協働部 市民課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-26-8111	市民協働部 市民課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-55-7112	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号口、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号口、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号口、第8号口及び第16号 第7条第1号口、第2号ハ、第3号ハ、4号口及び5号口 第8条第1号ニ、第2号ニ及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号口及び第5号口、第12条第1号口、第2号イ 第3号口、第4号ハ、第6号イ及び第8号ハ 第13条第1号口及び第2号口 第14条第1号口、第2号口及び第3号ハ 第16条 第20条第8号口 第22条第1号ニ 第22条の3第3号、第5号口、第6号口、第7号口及び第8号 第22条の4第1号、第2号ホ、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号、第2号ホ、第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号口、第8号ハ第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号口、第9号及び第10号 第26条の3第1号口及び第3号口 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ 第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第2号ニ、第5号ホ 第31条の2第5号口、第9号ハ 第10号ハ及び第11号 第31条の3第</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号口、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号口、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号口、第8号口及び第16号 第7条第1号口、第2号ハ、第3号ハ、4号口及び5号口 第8条第1号ホ、第2号ホ及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号口 第12条第1号ハ、第2号口 第3号口、第4号ハ、第6号口及び第8号ハ 第13条第1号口及び第2号ニ 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ニ 第16条第2号 第20条第9号口 第22条第1号ニ 第22条の3第4号口、第5号口及び第6号 第22条の4第1号、第2号ハ、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号及び第2号ホ、第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号口、第8号ハ第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ニ、第9号及び第10号 第26条の3第1号口及び第3号口 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ニ 第28条第1号ホ 第31条第1号ホ、第2号ニ、第5号ホ及び第6号ホ 第31条の2第5号口 第9号ハ 第10号ハ及び第11号 第31条</p>	事後	番号法の改正に伴う修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号口、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号口、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号口、第8号口及び第16号 第7条第1号口、第2号ハ、第3号ハ、4号口及び5号口 第8条第1号ホ、第2号ホ及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号口 第12条第1号ハ、第2号口 第3号口、第4号ハ、第6号口及び第8号ハ 第13条第1号口及び第2号ニ 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ニ 第16条第2号 第20条第9号口 第22条第1号ニ 第22条の3第4号口、第5号口及び第6号 第22条の4第1号、第2号ハ、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号及び第2号ホ、第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号口、第8号ハ第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ニ、第9号及び第10号 第26条の3第1号口及び第3号口 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ニ 第28条第1号ホ 第31条第1号ホ、第2号ニ、第5号ホ及び第6号ホ 第31条の2第5号口、第9号ハ、第10号ハ及び第11号 第31条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号口、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号口、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号口、第8号口及び第16号 第7条第1号口、第2号ハ、第3号ハ、第4号口及び第5号口 第8条第1号ホ、第2号ホ及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号口 第12条第1号ハ、第2号口 第3号口、第4号ハ、第6号口及び第8号ハ 第13条第1号口及び第2号ニ 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ニ 第16条第2号 第20条第9号口 第22条第1号ニ 第22条の3第4号口、第5号口及び第6号 第22条の4第1項第1号、第2号ハ、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号及び第2号ホ、第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号口、第8号ハ第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ニ、第9号及び第10号 第26条の3第1号口及び第3号口 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ニ 第28条第1号ホ 第31条第1号ホ、第2号ニ、第5号ホ及び第6号ホ 第31条の2第5号口、第9号ハ、第10号ハ及び第11号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>「番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号ロ、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ及び第16号 第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ 第8条第1号ホ、第2号ホ及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号ロ 第12条第1号ハ、第2号ロ 第3号ロ、第4号ハ、第6号ロ及び第8号ハ 第13条第1号ロ及び第2号ニ 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ニ 第16条第2号 第20条第9号ロ 第22条第1号ニ 第22条の3第4号ロ、第5号ロ及び第6号 第22条の4第1項第1号、第2号ハ、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号及び第2号ホ、第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号ロ、第8号ハ第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ニ、第9号及び第10号 第26条の3第1号ロ及び第3号ロ 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ニ 第28条第1号ホ 第31条第1号ホ、第2号ニ、第5号ホ及び第6号ホ 第31条の2第5号ロ、第9号ハ、第10号ハ及び第11号</p>	<p>「番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第7号ロ、第13号ハ及び第20号ハ、 第3条第8号ロ、第14号ハ、第15号ハ及び第21号 第4条第2号ハ 第6条第4号、第9号ロ、第10号ロ及び第18号 第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ 第8条第1号ホ、第2号ホ及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第6号ロ 第12条第1号ハ、第2号ロ 第3号ロ、第4号ハ、第6号ロ及び第8号ハ 第13条第1号ロ及び第3号ニ 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ニ 第16条第2号 第20条第4号及び第19号ロ 第22条第1号ニ 第22条の3第1号ロ、第2号イ及び第13号ロ 第22条の4第1項第1号、第1項第2号ニ、第2項第1号、第3項第1号、第3項第2号ニ、第4項第1号及び第2号ニ 第23条第2号ハ 第24条第3号 第24条の2第1号イ、第6号ロ、第11号ハ及び第12号ハ 第24条の3第2号 第25条第10号ニ、第11号及び第12号 第26条の3第1号ロ、第2号ロ及び第3号ロ 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ニ 第28条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10</p>	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令	事後	番号法の改正に伴う修正
令和5年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	通知カード	個人番号通知書	事後	番号法の改正に伴う修正
令和5年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		また、電子申請機能での受付を行い、マイナポータルに対してお知らせ機能での追記を行う場合がある。	事後	転出・転入ワンストップに係る追加
令和5年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	既存住民基本台帳システム(住民記録システム)・住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)・MICJET住基GWサーバ・中間サーバ	既存住民基本台帳システム(住民記録システム)・住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)・MICJET住基GWサーバ・中間サーバ・証明書コンビニ交付システム	事前	システム追加に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第7号ロ、第13号ハ及び第20号ハ、第3条第8号ロ、第14号ハ、第15号ハ及び第21号 第4条第2号ハ 第6条第4号、第9号ロ、第10号ロ及び第18号 第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ 第8条第1号ホ、第2号ホ及び第4号、第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第6号ロ 第12条第1号ハ、第2号ロ 第3号ロ、第4号ハ、第6号ロ及び第8号ハ 第13条第1号ロ及び第3号ニ 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ニ 第16条第2号 第20条第4号及び第19号ロ 第22条第1号ニ 第22条の3第1号ロ、第2号イ及び第13号ロ 第22条の4第1項第1号、第1項第2号ニ、第2項第1号、第3項第1号、第3項第2号ニ、第4項第1号及び第2号ニ 第23条第2号ハ 第24条第3号 第24条の2第1号イ、第6号ロ、第11号ハ及び第12号ハ 第24条の3第2号 第25条第10号ニ、第11号及び第12号 第26条の3第1号ロ、第2号ロ及び第3号ロ 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ニ 第28条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号 第6号 第7号 第8号 第9号及び第10</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>:なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	時点修正
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点	事後	時点修正
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 特定個人情報に関する記載のある文書や記録媒体については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認するなどの措置を講じている。	事後	様式変更に伴う修正
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。受講状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通知を送付するなど、すべての職員が受講するための措置を講じている。	事後	様式変更に伴う修正